

東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報  
平成19年 2月15日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 2月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計装用空気系圧縮機ドレンセパレータ（B）圧力計の点検時、指示不良（スティック）が認められたため、当該圧力計を修理	D	
2	1号機	メタクラ1B-3磁気しゃ断器の点検時、磁気吹き消しコイル接続導体のボルトに外れ（2箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	メタクラ1D-2磁気しゃ断器の動作確認時、アークシュート保護カバーに破損が認められたため、当該カバーを修理	D	
4	1号機	高圧タービン上半車室の浸透探傷検査時、内面（スチームジョイント面）の一部に指示模様が認められたため、当該部を補修	D	
5	1号機	非常用ガス処理系新設計器の取付実施時、他計器を解線したことが認められたため、当該解線箇所を復旧および対応検討	C	
6	1号機	復水器（B）水室チューブの渦流探傷検査結果において、許容値外れ（計20本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を施工	D	
7	2号機	気体廃棄物処理系機能検査の要領書において、必要のない停止側排ガス再結合器についての注意事項の記載が認められたため、当該要領書を改訂	D	
8	2号機	中央制御室内において、非常用照明装置の点灯（1箇所）が認められたため、当該照明装置を点検・修理	D	
9	2号機	タービン建屋換気系空調用給気加熱コイル（A系）において、ドレントラップ（2台）の上蓋ボルトに水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	2号機	取水口監視ITV用照明において、4箇所中1箇所に球切れが認められたため、当該照明球を交換	対象外	
11	3号機	原子炉停止余裕検査要領書の確認時、「引抜き制御棒座標図」の局部出力領域モニタ位置に誤記が認められたため、要領書を改訂および対応検討	C	
12	3号機	原子炉再循環系MGセット流体継手温度記録計において、打点式カートリッジ駆動用モータ内より異音が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
13	3号機	サービス建屋換気系空調機において、給気フィルタの詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）油冷却器（A-2）において、冷却水配管フランジ部に水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	4号機	低圧復水ポンプ（B・C）モータ冷却水前後弁の全閉操作において、「冷却水流量低」の警報が発生しないことが認められたため、当該流量スイッチを点検・修理	D	
16	4号機	発電機しゃ断器（O-4）、起変しゃ断器（O-84）において、マニュアルで定める3年毎の一般点検を超過していることが認められたため、対応検討	C	
17	4号機	定期事業者検査助勢委託業務において、契約依頼日前に要領書を作成していたことが認められたため、対応検討	C	
18	4号機	原子炉冷却材浄化ポンプ（A）において、メカシール部よりリーク（鉛筆芯1本程度）が認められたため、当該メカシール部を点検・修理	C	
19	5号機	キャスク洗浄用エゼクタ入口弁において、グランド押えボルトに曲がりが見られたため、当該ボルトを交換	D	
20	6号機	局部出力領域モニタの定例校正において、プラントデータ（NS S）タイプに「16-09A検出器のエラーメッセージ」が打出されたため、当該モニタを点検・修理	D	
21	6号機	廃棄物処理系温水エゼクタ加熱蒸気配管ドレントラップバイパス弁において、グランド部に水のにじみが見られたため、当該部を点検・修理	D	
22	6号機	原子炉隔離時冷却ポンプにおいて、カップリング下部配管の保温材に剥がれが見られたため、当該部を点検・修理	D	
23	集中環境施設	高温焼却設備窒素製造装置吸着塔出口圧カスイッチの設定値確認試験時、接点の動作不良が認められたため、当該圧カスイッチを交換	D	
24	集中環境施設	高温焼却設備純水供給系ストレーナ差圧計の点検時、指示値に精度外が見られたため、当該差圧計を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEA4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで